

## 従業員に対する課税関係

### ～技術・知識の習得費用の取扱い～

役員や使用人に、仕事に関係のある技術や知識を習得させるための費用や学校の授業料などの学資金を支給する場合があります。

この場合には、支給したこれらの費用が一定の要件を満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

#### 1. 技術や知識の習得費用

技術や知識の習得費用は、次の三つのいずれかの要件を満たしており、その費用が適正な金額であれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

- (1) 会社などの仕事に直接必要な技術や知識を役員や使用人に習得させるための費用であること。
- (2) 会社などの仕事に直接必要な免許や資格を役員や使用人に取得させるための研修会や講習会などの出席費用であること。
- (3) 会社などの仕事に直接必要な分野の講義を役員や使用人に大学などで受けさせるための費用であること。

#### 2. 学資金の取扱い

会社が従業員の学資金を負担した場合、原則的には給与として課税されます。

ただし、使用人本人が通学している高校までの学資金を支給する場合で、その修学のための費用として適正なものは、役員又は使用者である個人の親族のみをその対象とする場合を除き、給与として課税しなくてもよいことになっています。

したがって、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の学資金を支給する場合には、給与として課税されます。

以下の3つの条件をすべて満たしている場合には、従業員について課税は行わなくて差し支えありません。

- (1) 学校教育法1条の学校（高等学校を含み大学や高等専門学校を除く）に修学するための費用
- (2) 役員の親族のみといった特定の者だけを支給対象としていないこと
- (3) 修学のための費用として適正なもの